自動車リサイクルの更なる取り組みを進めるための情報提供のあり方について 公益社団法人 日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会 理事・環境委員長 大石美奈子

自動車リサイクルにおいては、新車の購入時にリサイクル料金をあらかじめ預託しておくことで、不法投棄のリスクを未然に低減する制度となっている。また、預託されたリサイクル料金は、その自動車が使用済みになるまでの間指定法人において一括して管理・運用することで、自動車の購入時に預託されたリサイクル料金がその自動車のリサイクル費用に充当されることとなっている。ただし、リサイクル料金が、3品目の再資源化等のための料金であることを、消費者が正しく理解していくためには、さらなる情報提供が必要である。

さらに、自動車リサイクル法においては、自動車製造業者等の責務として「自動車の設計 及びその部品 又は原材料の種類を工夫することにより、自動車が長期間使用されることを 促進する」こととされている。また、自動車の所有者の責務として「自動車をなるべく長期 間使用することにより、自動車が使用済自動車となることを抑制するよう努める」こととさ れている。しかし、長寿命化のために、消費者が行うべきことについての情報提供は十分と はいえないのではないか。

また、消費者として気になるのが中古車として販売するとき、また、下取り等におけるリサイクル料金 (預託 金相当額) の表示である。表示ルールが一般社団法人自動車公正取引協議会において定められているが、消費者の誤解を招くことのない情報提供が求められる。特に、消費者は自動車を長期使用し、使用済自動車の排出を抑制することに努めることとされており、引取業者の役割としてはユーザーに対し十分な判断材料を情報提供していくことが求められている。リユース・リビルド部品についての情報も不十分と思われる。

以上のことから、以下の項目についての検討をお願いしたい。

- ・環境配慮設計または生成資源活用が進んだ自動車を、私たち消費者が選択できるような情報提供のあり方について
- ・リユース・リビルド部品等を消費者が選ぶようになるための情報提供について
- ・リサイクル料金、使用済み自動車の価値を消費者が正しく理解し、適正処理がさらに進む ための情報提供のあり方について
- ・JARC が管理する使用済自動車の再資源化状況のデータを活用した発信等について

以上